

第107回北但行政事務組合議会（臨時会）会議録（第1日）

令和元年5月29日（水）第107回北但行政事務組合議会（臨時会）を議場に管理者が招集した。

開会 午前10時

会議に出席した議員（13名）

1番	香美町	上田	勝幸	2番	香美町	西谷	尚
4番	新温泉町	重本	静男	5番	豊岡市	芦田	竹彦
7番	豊岡市	伊藤	仁	8番	豊岡市	上田	伴子
10番	新温泉町	中村	茂	11番	豊岡市	岡本	昭治
12番	豊岡市	奥村	忠俊	13番	豊岡市	清水	寛
14番	豊岡市	田中	藤一郎	15番	豊岡市	椿野	仁司
16番	豊岡市	青山	憲司				

会議に出席しなかった議員（3名）

3番	新温泉町	池田	宜広	6番	豊岡市	井垣	文博
9番	香美町	森	利秋				

議事に関係した事務局職員

事務局長 原 重 喜
書 記 宇 野 明 子

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	西 村 銀 三
会計管理者（豊岡市会計管理者）	成 田 寿 道
代表監査委員	保 田 勇 一
事務局 長	谷 敏 明
環 境 課 長	井 添 俊 宏
監査委員事務局 長	宮 岡 浩 由

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 副議長辞職許可
- 第6 副議長選挙
- 第7 議会運営委員の選任について
- 第8 第4号議案 北但行政事務組合議会事務局設置条例の一部を改正する条例制定について
(上程・説明・質疑・討論・表決)

議事順序

1. 議長あいさつ
2. 開会宣言
3. 休 憩
(香美町選出議員のみ自己紹介)
4. 再 開
5. 管理者あいさつ
6. 開 議
7. 議席の指定
8. 会議録署名議員の指名
9. 会期の決定
10. 諸般の報告
11. 副議長辞職許可
12. 休 憩
13. 再 開
14. 副議長選挙
〔投票の場合、立会人指名〕
15. 新副議長就任あいさつ
16. 休 憩
17. 議会運営委員の選任について
18. 第4号議案上程
説明、質疑、討論、表決
19. 閉会宣言
20. 議長あいさつ

21. 管理者あいさつ

〔議長開会挨拶〕

○議長（青山憲司） おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

山の緑も日増しに輝きを増し、爽やかな初夏の訪れを感じる好季節を迎えました。

元号が改正されまして初めての議会となりますが、議員各位にはご健勝にてご参集を賜り、本日に第107回北但行政事務組合臨時会を開会する運びとなりましたことは、組合発展のためまことにご同慶にたえないところでございます。

さて、今期臨時会に付議されます案件は、議員の交代に伴います人事案件及び条例1件についてであります。どうか議員各位には何とぞ慎重にご審議の上、適切な結論が得られますよう心から念願いたしますとともに、円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げ、まことに簡単粗辞でございますが開会のご挨拶といたします。

開会 午前10時03分

○議長（青山憲司） ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたします。

ただいまから第107回北但行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時05分

○議長（青山憲司） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

開議に先立ち、管理者より挨拶があります。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

目に青葉がしみる風薫るすがすがしい季節となりました。

本日、第107回北但行政事務組合議会臨時会の開会に当たり、議員各位のご健勝をお喜び申し上げますとともに、日ごろのご精励に対し深く敬意を表します。

また、過日開催されました香美町議会臨時会において、本組合議会議員に新たに選出されました議員各位には、どうか組合発展のため今後格別のご尽力、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、去る4月22日、1号炉の焼却灰冷却装置の灰出し作業中、作業員の方が転落し不幸にもお亡くなりになる事故がありました。お亡くなりになりました方、ご遺族の皆様方に謹んでお悔やみを申し上げます。今後は二度とこうした事故が起きないように、運営事業者に対して厳しく指導してまいります。

なお、この件につきましては、この後、事務局長から詳しく報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

このたび私から提案いたします案件は条例1件であります。よろしくご審議いただき、適切なご

決定をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、さきの定例会以降の北但ごみ処理施設の運営状況についてご報告申し上げるとともに、提出議案の説明をさせていただき、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

これまでから事業者から提案のありました排ガスに係る自主保証値を超える、また超えるおそれがあった場合、一時的な焼却停止に至った事象を報告してきました。2月定例会以降におきましては、排ガスに係る自主保証値を超えるような事例は発生しておりません。

次に、平成30年度のごみ受け入れ状況についてですが、組合の一般廃棄物処理基本計画の平成30年度予測値4万17,477トンに対して実績は3万9,649.41トンで予測値の99.08%と若干予測値を下回っています。なお、平成29年度に比べ355.7トン、率にして0.9%の減となっています。

また、搬入車両台数は年間6万2,404台、稼働日平均は211台でした。1日400台を超えた日は5月1日、12月29日と1月4日の3日間ありましたが、計画収集車に影響が及ぶことなくスムーズな受け入れができたと考えています。

なお、このゴールデンウィーク中の4月30日にはこれまで最高の561台の搬入車両を記録しましたのでご報告いたします。

次に、発電についてです。

平成30年度は余剰電力の売却によって1億9,051万6,933円を収入し、平成29年度に比べ1,508万9,000円の増額となりました。今後も高効率のごみ発電を行い、施設内電力として有効に活用し、余剰電力は売電することとします。

続きまして、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

第4号議案、北但行政事務組合議会事務局設置条例の一部を改正する条例制定については、議会事務局職員の定数4人を3人とするため所要の改正を行うものです。

以上で私の説明を終え、議案の詳細につきましては事務局長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも円滑な施設運営に努めますことをご報告申し上げ、開会の挨拶といたします。

○議長（青山憲司） 管理者の挨拶は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（青山憲司） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに本組合議会議員になられた香美町選出議員3名の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

1番、上田勝幸議員、2番、西谷尚議員、9番、森利秋議員、以上のとおり議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（青山憲司） 次は日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、芦田竹彦議員、中村茂議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（青山憲司） 次は日程第3、会期の決定を行います。

この際、議会運営委員長より報告を求めます。

田中藤一郎議員。

○議会運営委員会委員長（田中藤一郎） おはようございます。

今期臨時会の議会運営についてご報告いたします。

会期につきましては、本日1日間といたします。

次に、日程についてですが、諸般の報告の後、副議長選挙並びに議会運営委員の選任を行うこととしております。

なお、副議長選挙に先立ち本会議を休憩し、議員協議会を開催し任期の申し合わせ、選挙の方法などについてお諮りするとともに、議会運営委員の選出に先立ち任期の申し合わせ、選任の方法などについてお諮りすることといたします。その後、当局提出の第4号議案を上程し、管理者の提案説明並びに事務局長による説明を受け、質疑、討論、表決を行い、今期臨時会を閉会することといたします。

以上、報告のとおり今期臨時会の議会運営についてよろしくご協力をお願いいたします。

○議長（青山憲司） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（青山憲司） 続いて日程第4、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に欠席届のありましたのは、井垣文博議員、森利秋議員、池田宜広議員であります。

次に、谷事務局長から議員定数削減の取り組み状況について発言を求められておりますので、これを許可します。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 議員定数の削減に向けて、昨年度以降の取り組み状況についてご報告いたします。

関係市町の平成31年3月定例議会におきまして、北但行政事務組合議会定数削減にかかわる規約変更の同文議決をいただき、4月2日付で兵庫県知事へ規約変更の許可申請をし、それを受けて4月10日付で兵庫県知事から許可をいただいたところでございます。

施行日は令和元年11月1日としておりますので、11月1日からは定数を12人とさせていただきますのでよろしくお願ひします。

議員各位には、定数削減に向けご理解とご協力を賜りありがとうございました。

以上でございます。

○議長（青山憲司） 以上、ご報告のとおりご了承願います。

続いて、谷事務局長より4月22日発生の労働災害概要及び再発防止策について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

なお、資料につきましては、皆さんの机上に配付しておりますのでご清覧願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 去る4月22日に発生しました労働災害において、議員各位には多大なご心配をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

それでは、机上配付させていただきました資料によりまして概要等報告させていただきます。

工事は毎年度実施しています定期整備工事であり、今回は平成28年度運営開始してから3回目の定期整備工事で、工期は平成31年4月4日から6月27日までの予定で行われています。工事の発注者は、組合が20年間の運営業務委託契約を締結しています、ほくたんハイトラスト株式会社であり、元請者は株式会社タクマ、1次請負者はOESアクアフォーコ株式会社、2次請負者はKMSエンジニア・サービス株式会社で、被災者が所属されておりました。

災害発生日時は4月22日午前9時40分ごろ、1号炉焼却灰冷却装置灰出し作業中に発生しました。被災者はKMSエンジニア・サービス株式会社の作業員で55歳男性、類似の業務経験年数は15年と聞いております。

当日の作業関係の時系列ですが、7時50分からラジオ体操、朝礼等を行った後、8時30分より作業を開始されています。

4ページをごらんください。横向きになりますが、これは焼却炉を縦方向に切り取った図面になります。炉内でのごみの流れをご説明しますが、ごみは左一番上のごみ受け入れホッパーから給じん装置により赤く縁取りをしましたストーカの乾燥段に送られ、順次燃焼段、後燃焼段と送られ燃焼されます。赤で塗り潰したところに焼却残渣が押し出されて、主灰シュートにより焼却灰冷却装置に入り冷却された後、焼却灰移送コンベアにより焼却灰ピットに移送、貯留する構造になっています。

今回の災害は、主灰シュート内に詰まりがあり、炉内で詰まりを取り除く作業中に作業員が主灰シュート内に転落し死亡されたものです。

作業の関係ですけれども、主灰シュート内の詰まり解消作業は9時20分から3名で炉内に入り、図面の青色に着色している後燃焼ストーカ上で1.2メートルの棒、資料では約2メートルの棒となっていますが、再度確認しますと1.2メートルですので訂正をお願いしたいと思います。1.2メートルの棒で突く作業をしていましたが、解消に至らなかったため9時30分、全員炉外に出て解消方法の打ち合わせを実施し、エアホース及び現状より長い棒で突く作業で除去する方法とされました。この際、タクマ監督者より作業中に灰の上部、下部に入り込まないように注意がなされました。

9時35分に打ち合わせた作業の準備のため2名が現場から離れ、被災者1名が炉内待機されました。9時40分に長い棒を準備していた作業員が炉内に入ろうとしたとき、被災者が赤い人の位置か

らシュート内に落下するのを目撃されました。10時5分に救出されましたが、残念な結果になってしまいました。

5ページに炉内の写真を添付させていただいています。

上段の写真ですが、これは炉の乾燥段、燃焼段の方向から主灰シュート方向に見た写真です。左下に炉内に入る扉、幅が70センチ、高さが1メートル20センチありますけども、そして灰シュート幅70センチに仮設の階段を設けて出入りをします。主灰シュートは炉の幅2メートル44センチ、奥行き70センチで灰シュート内に転落しないよう高さ1メートル15センチの柵が設けられていました。灰はその詰まった状態で後燃焼のストーカ落ち口から50センチ下まで堆積した状況にありました。被災された作業員は防護服、防じんマスク、安全帯を装備されていましたが、安全帯を手すりにかかけずに堆積した灰の上に乗る棒で突く作業を実施され、詰まりが解消され灰シュート内に転落されたものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。但馬労働基準監督署、豊岡北警察署等の対応時系列を記載しています。

なお、現在までに労働安全衛生法に基づく行政処分等は出されておられません。

次に、推定原因及び再発防止策ですが、推定原因は焼却灰冷却装置での清掃灰の閉塞。現時点で考えられている再発防止策としてボイラー水管清掃時には焼却灰冷却装置を稼働させ、装置内及び灰シュート内に清掃灰をためないようにする。万が一閉塞が発生しても、炉内作業とならないように改良する。作業手順変更時の指導、教育の徹底、単独作業の厳禁の徹底となっております。

以上ですが、組合としましては今後このような災害が二度と発生しないよう業者への指導を努め、さらなる安全管理に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（青山憲司） 説明は終わりました。

質問を受けます。質問はございませんか。

8番上田伴子議員。

○上田伴子議員 8番、上田です。

今回の事故は本当に被災者にとってお気の毒なことでありまして、お悔やみ申し上げます。

施設運営は北但行政事務組合が20年間契約したハイトラストの下請企業で起きた事故であります。それについて北但行政事務組合には責任はないということなののでしょうか。

また、2つ目に焼却灰冷却装置での清掃灰にブリッジが50センチ下までたまっていたということなんです。毎年これは発生しているものなのかどうか。

また、そのブリッジが発生しやすい原因は何なのか。

また、その灰が固まりやすいようなことになっているのかどうか。それを解消するようなことが書かれていましたが、今のところその固まりやすいようなことになっているのかどうか聞きます。

また、この状況の中で、灰の固まりの上に乗ってもいいというようなことをその被災者及びその作業員の方が考えるような状況であったのかどうか。

また、その灰を棒でつつくような原始的な方法で毎年作業をしておられるのかどうか。

それから、安全帯のフックは今回かけずに作業をしておられたということですが、それは作業をいつもかけずにしておられたんか、たまたまそのときだけかけずにしておられたんかどうか聞きます。以上です。

○議長（青山憲司） それでは、答弁をお願いします。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、北但に責任はないのかという部分ですが、この運営事業につきまして委託契約書を交わしております。その中で、第9条に第三者の使用ということの条文があるわけですが、受託者は事業者提案に従って委託業務の各業務を再委託するものとするということです。ちょっと前後になりましたけど、受託者はほくたんハイトラスト株式会社です。その3項の中に、受託者が委託業務の各業務を第三者に対して委託する場合、第三者への委託は全て受託者の責任において行うものとし、委託業務に関して受託者またはその受託者が使用する一切の第三者の責任に帰すべき事由は全て受託者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うものとするというふうになっております。したがって、この整備工事中の事故に関しましては、受託者のほうの責めによるものだというふうに考えております。

それと、次にブリッジは毎年発生したかということですが、今回3回目の定期整備工事ということで、過去2回清掃工事中にこういうブリッジは発生しておりません。他の事例でも、同じような作業でブリッジが発生したというような事例は聞いてないというふうにお聞きしております。

それと、発生しやすい原因かということで、この冷却装置自体が湿式の装置ということで、下に水を張ってそこに焼却灰を落とし込んで冷却するというやり方になりますけども、落ちた段階で水蒸気等が上がりますので、そのシュート内にそういう湿気があって、そこに焼却灰等が付着するというふうなことはあると思います。こういう清掃作業中には発生をしておりますけども、そういう運転中にそういう状況があって過去には、これは本来焼却炉に入ってはいけないものですが、針金を束ねたようなものが肥大化していつか固まってしまうというふうなことが過去にはありましたけども、それは炉外から点検口のところからそれを取り除くという作業をやられたというふうなことは聞いております。

灰が固まりやすいのかというようなことをお尋ねになったと思いますけど、今そういう理由で可能性としては全くゼロではないということでございます。

灰の上に乗ってもよいと考えられるような状況であったかということですが、前段の説明の中でも類似経験15年というふうなことを説明させていただきましたけども、過去からこういう作業を経験されておりますので、当然それまでの朝礼等でもそういうふうなこと、あるいは再度作業を見直してやる方法についてのときに、灰の上に乗るなとか灰の下に入るなとかということも監督員のほうから指示があったことですので、乗ってもいいような状況ではなかったというふうに思います。

安全帯のフックをかけないような状況であったかということですが、当然落下高さ2メータ

一以上ありますと安全帯のフックをかけるというのはもう一般的な常識ですので、15年も経験あるような方でしたら当然それは常識的にかけるものだというふうに考えております。

棒で突くというようなことですが、そんな灰の上から棒を、そういう灰が詰まるような状況自体がありませんので、棒でつつくようなことは通常はやられておりません。

以上でございます。

○議長（青山憲司） よろしいですか。

8番上田伴子議員。

○上田伴子議員 上田です。

いろいろ説明いただきまして、まず最初、委託契約書でその受託者が全て責任を負うということがその契約書の中にあるということでしたが、それはそれとして施設としてそういう責任のようなものは感じておられないかどうか、そこら辺をお聞きします。

それから、フックは常識的に考えるとかけずに作業をするということは考えられないというようなことではありますが、たまたま狭いところで作業をするときにはフックをかけずにしておられたのかどうか、そういうところ辺は聞いておられないものかどうか。

それから、通常は棒でつつくような作業はされていないと思うということでしたが、これまでもブリッジが今まではなかったということでありましたけれども、その棒をそこに用意してあったのか、ブリッジがあるから棒でつつこうということになったのか。そこら辺よろしくお願いします。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 契約書に書いてあって、責任についてはその受託者が負うものだというふうなことだろうと思います。

北但としての責任という部分では、もう少し注意喚起をする必要があったのかなということですが、個々の内容について全て作業内容を北但が知ってるかといえ、それはそういうことを知らせる契約にはなっていないということですので、総体的に安全には注意して留意をして作業に当たってくださいよという話はしたとしても、今回のようなことで個別にこういうことをしなさいとかというようなことまで及ばないのかなというふうに思います。

狭いところではかけないのかというフックの話ですが、安全帯ですが、この皆さんに資料としてお配りしている5ページの写真を見ていただいて、安全柵等があってそこにフックをかけられない状況であるかというのは見ていただいたら結構だと思うんですが、フックは十分かけられるような状況の中で、それにまた柵の上を乗り越えて、これは想像ですが、シュート内に入れたということを考えると、どうもそこら辺はどうなんかなという疑問を考えております。

それとフックがかけられないような高さのあるところでは、当然転落防止の他の方法を施された後に作業に当たられるということで、安全帯をすることが転落防止だけではございませんので、下張りのネットを張るとかいろんな方法がありますので、そういう方法をとって転落防止を図るというふうなことだろうと思います。

棒ですが、そんな作業は想定はされてませんでしたので、近傍にあった1.2メートルという棒

のようですけども、それを使われたんではないかなというふうに思います。再度それでとれなかったもんですから、3メートルというふうに聞いてますけども、3メートル程度のもう少し長いやつを準備するというふうなことで、作業員の方が手配をされたというようなことを聞いていますので、そのようなことだったというふうに思います。

○議長（青山憲司） よろしいですか。

そのほか、質問ございませんか。

12番奥村忠俊議員。

○奥村忠俊議員 12番、奥村です。

今回の事故は非常に痛ましい事故でございまして、いろいろありますけども本当にお気の毒なことだったなと改めて思っております。新しい施設ができて、こういった事故というのは初めて、以前あったかどうかはちょっとそのことはわかりませんが、非常に悲しい事故であったなと思っております。

今、上田議員のほうからも幾つか質問があったんですけど、少しお尋ねをしたいのでよろしくお願ひしたいと思います。

この報告書を事前に経過、時系列のやつを読ませていただいております。その中で、この焼却灰の冷却装置の内部をこのガラス窓からですか、確認をして主灰シュート内の灰が堆積しているが、上部には灰がないことを確認したということが書いてありました。この内部を確認したのが、この図面を見ますと、かなり下のほうで見ておられるんですね。上は見れないという状況でした。しかしその焼却炉の内部から確認すると、主灰シュート上部まで堆積していることがわかったということで、これが上にたまってる。つまりこの状態はブリッジになってるということだと思えます。ブリッジの下は灰がないというのは、今申し上げましたように下から見た場合はないわけですから、上が詰まっているということが確認されていると思うんですけども、作業をされる人との打ち合わせをする中で、余り経験のないことかもわかりませんが、灰が詰まっているということはつまり下から見ればあいてるわけですから途中でブリッジになっているということはわかるわけで、ブリッジの状態というのは非常にその構成する灰そのものもろいものですから、そこに乗れば崩れるという可能性というのは十分あったように思うんですね。このことを今、最初に工事にかかるときに下からのぞいてみれば詰まってないということがわかり、上はたまっていたということがわかったということがあるわけですけども、もうその時点で作業をする人たちの話し合いの中でその可能性もあったわけですから、上に入るというようなことは普通なら考えられないというふうに思うんですけども、そういうところ辺の経過はお聞きになっておられるのかどうか改めて聞いておきたいと思えます。

それから、この主灰シュートの排出物というのが上から下が小さくなって恐らくじょうごのようになってるんじゃないかと思うんですけども、70センチ四方がありますからそこから下に落ちるといふことをこれまでも聞かせていただいております。この70センチ四方というのは、こういうかまの場合に大きさとしてはそれは非常に適当な大きさであるのかどうか。その辺についてもお聞きして

おきたいと思います。

それから、ストーカ方式でありますと上から順次燃やしていったものが少しずつ前に送られて冷えていって、最終的には主灰シュートに落ちていくと。そうしますとどうなんですか、こういったブリッジというのはよく発生をしているのかどうか、これまで。北但では、先ほど局長の説明では過去2年間はありません、3回目、今度初めてですというこういう説明でしたんですけども、全国たくさんいろんな焼却施設あると思いますけれども、ブリッジというのはよく発生をするものであるのかどうか、この点についても教えていただきたいと思います。

それから、あわせてこの施設はタクマの製品なんですけども、こういった焼却施設をつくるメーカーというのは幾つかはあるように思うんですけども、そういったところでもこういう灰が詰まってしまう、原因はちょっと別としてそういう事象は他のメーカーというんですか、そういったところでもできているのかどうか。また、作業中の事故というような今回あったような事故も他では起きているのかどうか。この辺もわかれば教えていただきたいと思います。

それから、詰まる原因についてですけども、これをどう分析しておられるのか。なぜ詰まったのか。つまり狭いから詰まるということなのか。あるいは狭いとかそういったことは関係ないということであるのか。また、今、廃プラを燃やしているということも聞いているわけでございますけども、このプラスチックを燃やすとそれは落ちるところにひっつきやすいといいますが、こびりつきやすいということに、そういうことの原因にそれはなるのかどうかということにつきましても聞いておきたいと思います。

それから、もう一つは先般、私、よろしいか。

○議長（青山憲司） 一度切ってもらえますか。

○奥村忠俊議員 1つずつ。

○議長（青山憲司） 今で切ってもらえますか、そこで。

○奥村忠俊議員 そうですか、わかりました。なるべく簡潔にしますけども。

○議長（青山憲司） それでは、答弁をお願いします。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） ちょっとたくさん早口でおっしゃったんでメモがとりにくかったんですけども、まずちょっと訂正をさせていただきたいんですけども、事前に奥村議員が私ども事務所のほうへ来られたときに、シュートの狭い焼却灰冷却装置での入り口の大きさを私70センチ掛ける70センチというふうに申し上げましたけども、少しそれが間違っておりまして、70センチの1メートル94センチがあったということですので、ちょっと訂正をさせていただきたいというふうに思います。

それとブリッジの話ですけども、これ先ほど上田議員に説明させていただいた部分というのは他メーカーも含めてそういう例は余りないということで、タクマ側が調べたそういう事故発生の報告書等を調べてみますと、92件ほどそういうふうな施設があるんですけども、そこで聞きますと、確認とりますとそういう清掃灰が今回のようなケースで詰まるというようなことはないということだろうと思います。

原因の部分ですけども、まず考えられる原因として、清掃灰、今回みたいにブリッジになったという原因として、まず落とした段階で落とす前からずっと冷却装置を動かして中にためることなく灰出しをして、冷却装置内を空にしていくような状況でつくることのほうがよかったのではないかと。今の状況というのは、ずっと冷却装置をとめた状況で清掃灰を主灰シュート側に落としていって、冷却装置内も満杯になり、その上につながる主灰シュートの中も詰まった状態になって、作業を開始したときに初めて冷却装置を動かして中にたまっておるやつを送り出していくんですけども、その間に詰まった。清掃灰の圧密によってそのブリッジが生じたのではないかというふうなことが考えられるということで、今後そういう作業に当たるときはもう最初から清掃する段階で、清掃灰を清掃する段階で冷却装置自体をもう動かして作業をするというふうなことが改善策として考えられるのではないかとというふうなことをお聞きしております。

それと廃プラとの関係をお尋ねになりましたけど、一つご理解いただきたいのは、廃プラスチックという産業廃棄物についてはここでは焼却をいたしておりません。産業廃棄物の廃プラスチックは受け入れられないということになっておりますので、それが第一ですし、直接的にそれが詰まる原因になるということにはならないというふうに私どもは思っておりますけども、詳しく成分を分析してやっているわけじゃございませんけども、それが直接的な原因になるというふうには認識しておりません。

それと、そこに乗ること自体がという話ですけども、先ほど上田議員のときにもお話をしましたけども、事前に作業に当たる前からそういうふうなことを注意を受け、なおかつ15年経験された類似経験あるわけですので、そのシュートと炉内と冷却装置の間にそういうふうな構造になっていることはもう十分ご承知の中でのことでしょうか、通常はその上に乗られるというようなことはあり得ないと思いますし、フックをかけずにということも考えられないように私どもは思っております。

○議長（青山憲司） 12番奥村忠俊議員。

○奥村忠俊議員 ブリッジが発生するかどうかということをお聞きしたんですが、そんなにたくさん起こるわけではないということがあって、特にここではそれは発生したことはなかったということなんですけど、これどうなんですか、その発生したことがなかったけれども発生したわけです、今回は。そうすると、この第1下請、それから次々に順番にいきますけども、そういったところと調整をしながら、協議をしながら作業をされるという経過も聞かせていただいております。そういった中で、ブリッジが発生しているということがわかった。したがって、長い棒ですということのように思ったんですね。その間にこの亡くなられた作業員の方が中に入ったということですから、これまでこの会社、実際に当たられたKMS、ここは本人さんは15年間もう携わっておられるんですけども、この会社というのはこれまでこういったブリッジが発生したところでの作業というのは初めてであったのかどうか、未経験であったのかどうか。

同時に、そういうこともあり得るということがあって、その場合、中に入るということをもってのほかのことでありまして、普通に考えたって。しかもフックもつけてないということがあ

ですから、そういうことを事前に打ち合わせの中では、今回異常な形でブリッジができたわけですから確認をしていなかったのかどうなのかというところ。いたのかいなかったのか、その点についてお聞きしておきたいと思います。

それから、今の状況の中ではあれですか、詰まった原因というのはもう全くまだわからない。これは誰が今後その原因を追及したり分析したりされるのでしょうか。

また、装置そのものの構造上の問題というのはあったのかなかったのかということも含めて、その辺は今後調べられるということであるのか。これについてもお聞きしておきます。

○議長（青山憲司） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） KMS 自体が未経験だったかという部分ですけども、そもそも清掃灰がこういうふうにブリッジを起こして堆積するということが自体が例がないということですので、多分そういう例は経験されてないのではないのかなというふうに思います。

ただ、構造上の話でいきますと、そういう先ほど言いましたけどもその焼却残渣を集めて冷却装置まで導くのはそういう主灰シュートという構造的にこういふような高さ、約7メートル近くあるわけですので、そういう危険性が伴ってるといふのは十分承知いただいているところだろうというふうに思いますし、そのために安全柵も設けて転落防止ということをきちっとやってるわけですので、十分に作業の危険性は予知できるのではないかなというふうに思います。

ただ、そこの作業に当たられた人を1名で炉内待機させたということ自体がこれは単独作業の可能性もあるんで、1人残されて待ってる間に何か作業をしようという気になったんだろうというふうに思いますけども、そういう状況に置かれたということ自体をやっぱり避けるべきだということなことは事業者としては考えられております。

構造上の問題ですけども、これと類似した構造といふのはたくさんあります。したがって、これ自身の構造が問題があったというふうには認識しておりません。

ただ、今回の事故を受けまして、炉内でこういう閉塞したときに作業をするということ自体はやはり避けるべきだということで、もうブリッジが起こった経験があるわけですので、これからは炉の外からそういうことが解消できるような設備の改良を加えるべきだといふようなことで、その準備をされているというふうに聞いております。

○議長（青山憲司） よろしいですか。

12番奥村忠俊議員。

○奥村忠俊議員 今のことでですけども、私、普通から考えたら重たいものが上に乗りますと落ちるといふのは誰が考えてもそう思うんですね。しかし、今のお話を聞きますと、そういった経験がなかったということで、それまで下請で受けられたところはね。そういうふうに私には聞こえたんですけども、しかし非常に危険な場所であるといふことは誰が考えてもわかるんですけども、今回こういった死亡事故が発生するといふところまで行くまでに、その受けられていけば受けられるほうとしてやっぱり十分それに対応できる体制をとっておく必要があるように思うんだね。しかし、それが

とられてなかったということがあった。私は、ここが非常に大きな問題があるというふうに思います。

それから、この送っていただいた資料をいろいろ読んでおりましたら、このブリッジの上に乗れば誰が考えたって落ちるといふ、下は灰の上ですから、というふうに思うんですけども、今後原因としてブリッジ解消作業の安全作業手順の不備というふうに書いてありました。これはKMSは、つまり長年この作業を請け負ってしておられるわけですし、危険なことであるということは十分承知したように私は思うんです。しかし、安全作業手順の不備ということが今回あったのでそれを訂正するとなってますけども、その辺はどうなのでしょう。そういった手順が不備であったということで、人が亡くなってるわけですから済むんだらうかなというふうに私は思うんですけども、その辺は当局側としてはどのように感じておられるのか。

それから、もう一つあわせてですけども、この清掃作業中は焼却灰の冷却装置をとめていたということで、これからは運転していくということなんですけど、これどこでもそういう形でとめておられるのでしょうか、これは装置は。ずっと動かしっ放しのように思うんですけども、普通で考えれば。中も熱いと思いますので。そういうことがちょっとわかりにくいというふうに私は思うんですけども、まずその点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（青山憲司） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 冷却装置をとめていたかという話ですけど、完全に炉を停止して、中に、炉入ってるわけですので全然温度はそんなに高くなくて、人が入れる程度の温度ですので熱い状況じゃありませんので。

それと、経験がなくて事故につながるという話でなくて、そういうこと自体、今みたいな清掃灰が詰まった状態ということ自体が過去に全国的なレベルで見ても例がないということを申し上げました。そういう状況の中で、このKMSも全国に例がないわけですのでそういう作業経験はないということですし、だろうというふうに思いますし、そもそも事前にその構造的なものは十分承知いただいているところがございますので、知っておられた上で中の業務に入っておられますので、あとは作業手順としてどういうふうに社員教育をしていくかというところ辺の問題、あるいは作業手順が変更になったときに再度そういう危険予知的な部分の徹底を図るところ辺が、結果としてやっぱりこういう事故が起きましたので、そういうところが不備があったのではないかというふうに考えられているということだというふうに思っております。

○議長（青山憲司） 12番奥村忠俊議員。

○奥村忠俊議員 また次の質問者もあるようですのでもう最後にしたいと思いますけども、人一人お亡くなりになったという事実があるわけですし、これは非常に深刻に受けとめていかなきゃならないと私は思っております。

そこで、下請に今出しておられるわけですけども、こういった死亡事故が発生したことについて当局側はどういうような指導をなさったのか、この点について一つお聞かせをいただきたいと思っております。

そしてもう一つは、今回の起こった事故についての責任ということについてはもう一回聞きたいんですけども、それはあくまでも下請業者が請け負うということになっているという契約をおっしゃいましたが、内容を、じゃここの北但としてはそれは全くないのか。どういう指導をされたのか、この点についても改めてお聞きをしておきたいと思います。

それから、もう一つはこの亡くなられた方のことですけども、この職員の方の労災の関係、認定でありますとかその他いろいろあると思いますけども、そういった手続であるとか、この亡くなられた方に対するそういった補償の問題というのは、これは行政側としてはどのように考えておられるのか。つまりこういう場合についてこのような対応をしたというようなこと、今こういうことを考えているということら辺の経過も含めてお聞きをしたいと思います。

○議長（青山憲司） 質疑はたくさん出ますけども、今までの質疑、答弁もよく確認をしていただいて、同じような質問はしないようにしていただきたいと思います。

答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私どものほうで先ほどもお答えしましたけども、その個々の作業内容についてどこを注意せとかここをこういうふうにしるとか、そういうふうな指導というのは責任の範疇の中に含まれておりませんので、総じてこういう事故が発生しないような措置を十分にとってくださいというふうなことの指導ということになるかというふうに思います。

こちらのほうで判断できて危険な部分の作業については、当然こんなことはだめですよというようなことはあるかもわかりませんが、一般的に受託者のほうの責任においてそういうものはされるもんだというふうに思います。

労災手続等の行政側の支援の話だろうというふうに思います。今まだ労働基準監督署からの見解等何も出ている状況ではございません。過日報告書という形で出されて、とりあえずは受け取ったというような状況のようですので、見解が示された上で私どものほうが直接そこに労災認定どうのこうのという話にはならないとは思いますが、我々でできることは措置したいとは思いますが、直接的に入っていったらというもんじゃないというふうに思っております。

以上です。

○議長（青山憲司） ほかにございませんか。

11番岡本昭治議員。

○岡本昭治議員 済みません、1点だけ確認をさせていただきます。

この事故以外のことも含めてなんですけども、北但行政事務組合として元請が行う安全の訓練だとか確認作業だとか、そういうものを報告を受けるようになっているのかどうか。それが契約書の中にうたわれているのかどうか。その点だけ確認をさせていただきます。

○議長（青山憲司） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 作業の内容、例えばこういう工事をやります、こういう計画であります、工

期はこうです、こういうことをとということの作業の報告、承認を求めるようなことの形式になっておりまして、その都度私どものほうに承認を求められて承認をするという格好になっております。

月例報告の中でも、こういうふうな安全活動をやったとかこういう問題点があったんで改善しますとか、そういうふうなものも月ごとにそういう報告を受けているというふうなことでございます。

○議長（青山憲司） そのほか、質問ございませんか。よろしいですか。

（質疑なし）

○議長（青山憲司） ないようですので、以上で諸般の報告は終わります。

日程第5 副議長辞職許可

○議長（青山憲司） 次は日程第5、副議長辞職許可についてであります。

この際、ご報告を申し上げます。

森利秋副議長から、一身上の都合により去る5月20日付をもって副議長の職を辞したい旨の辞職願の提出がありました。

お諮りいたします。地方自治法第108条の規定に基づき、森利秋副議長の辞職を許可することについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、森利秋議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

この際、本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○議長（青山憲司） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第6 副議長選挙

○議長（青山憲司） 日程第6、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。副議長選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に上田勝幸議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました上田勝幸議員を副議長の当選人と定めることについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(青山憲司) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました上田勝幸議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました上田勝幸議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました上田勝幸議員の副議長就任の挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。

○上田勝幸議員 皆さん、おはようございます。

先ほども申し上げましたように、香美町議会から参りました上田勝幸です。

北但行政事務組合議会初めての参加で、右も左もわからない状況にあります。でも選任していただいたからには、森議員の後塵を押し残任期間、議長の驥尾に付し副議長職、微力ではありますが誠心誠意粛々と務めさせていただきます。議員皆様のご支援、ご協力のほどよろしくお願ひいたしまして副議長就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(青山憲司) 副議長の挨拶は終わりました。

本会議を暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

日程第7 議会運営委員の選任について

○議長(青山憲司) 日程第7、議会運営委員の選任についてを行います。

香美町議会議員の役員改選により議会運営委員が欠員となっておりますので、議会委員会条例第3条第1項の規定により、議長より指名をいたします。

議会運営委員に西谷尚議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました西谷尚議員を議会運営委員に選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(青山憲司) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました西谷尚議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

日程第8 第4号議案

○議長(青山憲司) 次は日程第8、第4号議案北但行政事務組合議会事務局設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷事務局長。

○事務局長(谷 敏明) 第4号議案北但行政事務組合議会事務局設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

議案書3ページの条例案要綱をごらんください。改正内容は、北但行政事務組合議会事務局職員

の定数を4人から1人減じた3人とするもので、公布の日から施行することとしております。

4ページには新旧対照表を掲載しておりますので、ご清覧ください。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（青山憲司） 以上で上程議案に対する説明は終わりました。

これより第4号議案北但行政事務組合議会事務局設置条例の一部を改正する条例制定についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（青山憲司） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で今期臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもって今期臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青山憲司） ご異議なしと認めます。よって、第107回北但行政事務組合議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午前11時08分

〔議長閉会挨拶〕

○議長（青山憲司） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今期臨時会は、香美町議会議員の役員改選を受け新しい組合議員が出席した最初の議会であるため、役員構成並びに組合議会事務局設置条例改正などを終始慎重にご審議賜りここに閉会の運びとなりましたことは、組合運営のためまことにご同慶にたえないところでございます。議員各位のご精励とご協力に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼申し上げます。

議員各位には、これから6月定例議会を迎えられ何かとご多忙のことと存じますが、くれぐれもご自愛をいただき、ご活躍賜りますようご祈念を申し上げ、簡単粗辞であります但閉会のご挨拶とさせていただきます。

管理者から挨拶がございますので、お聞き取りください。

中貝管理者。

〔管理者閉会挨拶〕

○管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、私から1件の案件を提案させていただきましたが、原案どおり適切な決定を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新しく副議長に就任されました上田勝幸議員に対しまして心からお祝い申し上げますとともに、今後のご活躍を祈念申し上げます。

本組合では、引き続き関係市町と連携を図りつつ施設の安全安心な運営に向け全力を傾注してまいります。議員各位におかれましては、今後とも事業への格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。